

国立大学法人大分大学における研究データの保存等に関するガイドライン

令和5年 7月 18日
学 長 裁 定

1 趣旨

このガイドラインは、国立大学法人大分大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程（令和4年規程第87号。以下「規程」という。）第41条の規定により、国立大学法人大分大学において保存又は開示する研究データの内容、保存方法、保存期間、開示方法等に関し必要な事項を定める。

2 定義

(1) このガイドラインにおいて「研究データ」とは、研究活動に伴い発生し、又は使用する次に掲げるもののうち、外部に発表した論文、報告等の研究成果に関するものであって、研究者等が当該研究活動の正当性等を説明するために必要とするものをいう。

ア 文書（実験ノート等を含む。）、数値データ、画像等の資料

イ 実験試料、標本等の試料

ウ 模型及び装置

(2) このガイドラインにおいて「研究者等」とは、規程第2条第2号に規定する研究者等をいう。

(3) このガイドラインにおいて「部局」とは、規程第2条第3号に規定する部局をいう。

3 研究データの保存及び管理

(1) 研究者等は、自らが作成又は取得した研究データについて、適切に保存しなければならない。

(2) 実験、観察等の研究活動において、その過程を実験ノート等に記録するものとする。この場合において、実験等の操作のログ、データ取得の条件等事後の利用及び検証が可能となる十分な情報を記載し、及び記録後に改変できないための措置を講じなければならない。

(3) 実験ノート等は、研究活動の記録として適切に保存しなければならない。

(4) 論文、報告等研究成果発表の基となった資料及び試料は、事後に利用及び検証できるよう適正に保存しなければならない。この場合において、当該資料及び試料の検索及び参照が可能となるよう、留意するものとする。

(5) 研究者等により保存された研究データの具体的な管理方法は、研究データの形質、形状等に基づき、各部局において定めることとする。

4 保存期間

(1) 資料の電子化データは、メタデータの整理及び管理並びに適切なバックアップの作成により、再利用が可能となるよう保存するものとする。

(2) 紙媒体の資料等は、10年間保存するものとする。ただし、保存場所の制約等やむを得ない事情があると認めるときは、合理的な範囲で廃棄することができるものとする。

(3) 試料、模型及び装置は、5年間保存するものとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

ア 不安定物質

イ 実験そのものにより消費される試料

ウ 保存に当たり、維持費、人件費等の多額の費用を要するもの

5 退職等の取扱い

- (1) 研究者等が退職，他機関への異動等（以下「退職等」という。）した場合は，当該研究室等の代表者等が，当該研究者の研究活動に係る資料のうち保存すべきものについて，バックアップをとって保存する，所在を確認の上追跡可能とする等適切に保存しなければならない。
- (2) 研究室等の代表者等が退職等した場合は，部局の長が，前号に準じた取扱いをするものとする。

6 開示

研究者等及び当該研究室等の代表者等は，規程第20条第3項に規定する調査委員会から研究データの開示を求められた場合は，必要に応じ，研究データを開示しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

7 その他

- (1) 研究データのうち，取扱いに法的規制があるもの，倫理上の配慮を必要とするもの等は，その適用される法令等に基づき，取り扱わなければならない。
- (2) 研究成果物は，競争的資金等を配分する機関の定めるところにより，取り扱わなければならない。